

## 第 2 回富里市国民保護協議会 議事録

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日

議 題	<p>開会</p> <p>1 . あいさつ</p> <p>2 . 国民保護計画の諮問</p> <p>3 . 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">( 1 ) 富里市国民保護計画 ( 素案 ) について</p> <p style="padding-left: 20px;">( 2 ) その他</p> <p>閉会</p>
日 時	平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日 ( 金 ) 午後 2 時 ~ 午後 3 時
場 所	富里市役所 3 階 第 3 会議室
出 席 者	<p>相川堅治、皆川信男、関根静夫、高安俊行、角田充、大和田正敏、石橋規、原一之、並木明、越川健彦、大塚良一、山田照好、原清一、高岡明仁、黒田直明、中村忠夫、岩島修二、高橋一彦、今野実、森田清市、野口文夫、宮崎寛司、國枝弘、麻野邦子、石川孝一 ( 25 名 )</p> <p>事務局 ( 4 名 ) 、委託業者 ( 1 名 )</p>
欠 席 者	<p>( 1 名 )</p> <p style="text-align: right;">( 敬称略 )</p>
会議の形態	公開
内 容	<p><b>開 会</b></p> <p>( 事務局 : 司会 ) ただいまから第 2 回富里市国民保護協議会を開会いたします。</p> <p>会議開催には、富里市国民保護協議会条例第 4 条第 2 項の規定により、過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員 26 人中現在 25 人の出席をいただいておりますので会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>会議に入る前に、前回同様、本協議会の会議録は公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、はじめに、協議会会長であります、相川堅治市長からご挨拶申し上げます。その後、規定によりまして議長をお願いします。</p> <p><b>1 . あいさつ</b></p> <p>( 市 長 ) ( ..... 市長あいさつ ..... )</p> <p>( 事務局 : 司会 ) <b>2 . 富里市国民保護計画の諮問</b></p> <p>それでは、議事に入らせていただきますが、その前に、富里市国民保護計画につきまして諮問をさせていただきます。</p> <p>国民保護法第 3 9 条第 3 項によりまして、「市町村長は、国民の保護に関する計</p>

画を作成するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。」と規定されており、諮問をさせていただくものでございます。

富里市長から富里市国民保護協議会会長への諮問ということから、その内容を朗読させていただきます。

それでは、朗読させていただきますので、資料の1をご覧ください。

富里市国民保護計画について（諮問）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定により、富里市の国民保護計画を作成いたしますので、同法第39条第3項の規定により諮問します。

諮問につきましては、以上でございますので、よろしく願いいたします。

### **3. 議題（1）国民保護計画素案について**

（議長：市長）

それでは、「議題（1）国民保護計画素案について」を議題といたします。この議題につきましては、長い説明となりますので、編ごとに説明させていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。それでは、第1編の説明を事務局よりお願いします。

（事務局：並木）

事務局であります、総務課の並木でございます。恐縮ですが、着席させていただきご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきます。「第2回富里市国民保護協議会次第」がございまして、続きまして、次第の4.本日の資料に記載しております、「資料1」富里市国民保護協議会委員名簿、「資料2」ご意見一覧表、最後に、富里市国民保護計画（素案）これは事前送付をさせて頂いたものです、がございまして、

ご確認できましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

計画素案につきましては、11月7日に委員の皆様方にお送りさせて頂き、事前のお目通しを頂きました。いくつかご意見を頂戴しております。これらにつきましては、後程ご紹介するとともに市の考え方をご説明させて頂きます。

それでは、素案の全体構成について、第1編から第4編の編ごとに説明させていただきます。なお、構成につきましては、今申し上げました通り、計画本体全4編に加えまして、別冊の資料編で構成することを考えております。

「第1編」の総則では、国民保護措置に関する基本方針や市の地理的、社会的特徴、市計画で対象とする武力攻撃事態等について記述しております。「第2編」では、武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処として、市における組織・体制の整備や、避難及び救援に関する平素からの備え、物資及び資材の備蓄、整備について記述しております。さらに、武力攻撃事態等への対処として、市対策本部の設置、警報の伝達、避難住民の誘導等に関し、その内容、方法等を記述しております。「第

3編」では、緊急処理事態への対処でございます。基本的には、大規模テロ等の緊急処理事態の対処につきましては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを記述しております。「第4編」は復旧等ございまして、応急の復旧や国民保護措置に要した費用の支弁等を記述しております。資料編につきましては、本日は用意できておりませんが、関係機関の連絡先、協定等の記載を予定しております。

### **第1編の説明**

それでは、編ごとに概要のご説明をさせていただきます。

素案の1ページをご覧ください。「第1編 総則」であります。第1章では、計画の目的、構成等を記載しております。

3ページをお開きください。第2章国民保護措置に関する基本方針におきましては、市が国民保護措置を実施する際に特に留意すべき9つの事項を基本方針として定めることとし、その基本方針の内容をそれぞれ記述しております。9つの基本方針は、1～9に記載のとおりですが、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供等でございます。

5ページの第3章は、市国民保護計画が対象とする事態として、県計画において想定されている4類型の武力攻撃事態を対象として想定するとし、その特徴につきましては、前回の協議会でご説明をさせていただきました基本指針に記述されております内容となっております。また、緊急処理事態につきましては、県計画で想定している事態を記述しております。

7ページをお開きください。第4章は、市の地理的、社会的特徴であります。ここでは、国民保護措置を実施するに当たり、特に留意が必要な地理的、社会的特徴を記述しております。地理的特徴としては、下総台地の高台域にありほぼ平らであること、社会的特徴としては、成田空港まで西に約4km、都市へも約50～60kmに位置していること等でございます。

13ページには、本市で国民保護措置を実施する上での留意事項として、成田空港に近接していること等を記載してございます。

14ページをお開きください。第5章では、関係機関の事務又は業務の大綱等として、それぞれの機関が処理する事務又は業務を記述しておりますが、県の計画に記載されている内容をもとに記述しております。

以上で第1編の説明を終わらせていただきます。

(議長：市長)

事務局より第1編の説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

( ----- 質 疑 な し ----- )

(議長：市長)

他にご意見もないようですので、第2編につきまして事務局より説明をお願いし

<p>(事務局：並木)</p>	<p>ます。</p> <p><b>第2編の説明</b></p> <p>それでは、第2編の説明をさせていただきます。19ページをお開きください。第2編は、武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処でございます。</p> <p>第1章では、平素からの備えと致しまして、市の組織・体制の整備を記述しております。そのほか、当直体制、幹部職員の即時参集体制等により24時間即応体制を確立することについて、また、24ページの中段には関係機関との連携体制を整備することについて記述しております。</p> <p>31ページをお開き下さい。第2項には、避難、救援に関する平素からの備えを記述してございます。主な内容といたしましては、避難に関する基本的事項について事前に整備しておくこと、市は、関係機関と意見交換を行い複数の避難実施要領のパターンを作成すること、市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑かつ迅速に行うため、運送事業者の輸送力等について把握すること、県が行う避難施設の指定に際しては協力すること等を記述しております。</p> <p>35ページをお開き下さい。第4項には、物資及び資材の備蓄、整備について、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互にかねるとともに、市は、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資機材について、国全体としての対応をふまえながら、県との連携のもとで対応することを記述しております。また、整備につきましては、市が管理する施設や設備について、適切な整備や点検を行うことを記述しております。</p> <p>37ページをお開き下さい。第7項には、市民のみなさまに、国民保護に関する正しい知識のもと、適切に行動していただけるよう、市は、国民保護措置の重要性について啓発を行うことを記述しております。</p> <p>本章にはこの他に、通信の確保、体制の整備や研修、訓練について記述しております。</p> <p>39ページをお開き下さい。第2章は、武力攻撃事態及び予測事態への対処でございます。</p> <p>市は、現場からの情報等により、自らが事案の発生を把握したときは、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階におきましても、国民保護等緊急対策本部を設置いたしまして、必要な初動体制を整備することを記述しております。</p> <p>41ページをお開き下さい。第2項には、市対策本部の設置等を記述してございます。ここでは、市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置することを記述しております。また49ページには通信の確保についても記述しております。</p> <p>50ページをお開き下さい。第3項には、関係機関相互の連携を記述してございます。ここでは、市は、国等の関係機関と連携をはかり、措置を行うこと、また、</p>
-----------------	---

他の市町村等から応援の求めがあったときは、必要な応援を行うこと、さらに52ページには、ボランティア団体の支援等について記述しております。

次のページをご覧ください。54ページは、第4項と致しまして警報及び避難の指示等を記述してございます。1の情報の通知及び伝達でございますが、市長は、知事から警報の通知を受けた場合は、市民や関係のある団体に警報を伝達することになります。市長が、住民の方に警報を伝達する方法でございますが、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものと記述しております。

56ページをお開きください。3の避難実施要領の策定でございますが、市は、県の避難指示に基づいて、避難実施要領を作成し避難住民の誘導を行うことを記述しております。避難実施要領は、市長があらかじめ策定された避難実施要領のパターンを参考にしつつ、迅速に策定することとされております。避難実施要領の伝達等につきましては、策定後直ちに、その内容を、市民及び関係団体に伝達することとしております。また、市長は、その内容を市の他の執行機関や警察署長、自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知することを記述しております。市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。なお、避難誘導を実施する際、必要な場合は、警察官、そして自衛官の避難誘導を要請いたします。また、市長は、避難住民の運送が必要な場合は運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めると記述しております。61ページから63ページは、基本指針に記載されております武力攻撃事態の4類型の想定における避難に当たって配慮する事項を記述しております。

64ページをお開き下さい。第5項は、救援について記述をしてございます。救援は、国の対策本部から都道府県に対し救援の指示が出るところから始まります。市長は、知事から実施すべき通知があったときは、下段のアからコのうちで実施することとされた救援を、関係機関の協力を得て実施いたします。65ページの第3項の救援の内容でございますが、市長は、県より事務の委任を受けた場合の救援の措置を記述しております。アの収容施設の供与からクの障害物の除去までを記述しております。

67ページの下段をご覧ください。第6項は、安否情報の収集・提供でございます。次ページのフロー図をご覧ください。安否情報の収集の流れは、今までとは異なりまして、国から県、県から市町村という流れではなく、収集した安否情報を整理し、市町村は県に、県は国に報告するという流れになっております。また、一番上に国民（住民）という囲みがございまして、国民（住民）から照会があれば、照会されたものが安否情報を回答することになります。以下、市の安否情報の収集、報告の方法等について記述してございます。

72ページをお開き下さい。第7項は、武力攻撃災害への対処について記述して

	<p>ございます。市長は、国や県等の関係機関と協力して、必要な対策を講ずるほか、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請すること等を記述しております。</p> <p>72ページの1生活関連等施設の安全確保等でございますが、市は、生活関連施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して記述しております。</p> <p>74ページの下段をご覧ください。NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な措置を記述しております。</p> <p>77ページには、応急措置等について記述してございます。退避の指示、警戒区域の設定、消防に関する措置を記述しております。</p> <p>80ページをお開きください。下段には、第8項は被災情報の収集及び報告を記述してございます。次ページの第9項では、保健衛生の確保や廃棄物の処理についてを記述しております。</p> <p>83ページをお開きください。第10項では、国民生活の安定に関する措置について、市は、必要な措置を講ずること等を記述しております。第11項は、特殊標章等の交付及び管理についてでございます。特殊標章とは、国民保護措置を行うものを識別する標章でございます。ここでは、この標章を、武力攻撃事態等において、市長等が、国民保護措置に従事する職員等に交付及び使用させることについて記述しております。以上で第2編の説明を終わらせていただきます。</p> <p>(議長：市長) 事務局より第2編の説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。</p> <p>(議長：市長) 他にご意見もないようですので、第3編、第4編の説明を事務局より一括してお願いいたします。</p> <p>(事務局：並木) <b>第3編・第4編の説明</b></p> <p>87ページをお開きください。第3編緊急対処事態への備えと対処でございますが、市では、原則として、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処につきましては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこと等を記述しております</p> <p>94ページをお開きください。第4編は復旧等でございます。ここでは第1章で応急の復旧について、第2章で武力攻撃災害等の復旧について記述しております。</p>
--	---

<p>(議長：市長)</p>	<p>第3章は、費用の支弁等でございます。ここでは、国への負担金の請求や損失補償、損害補償について記述しております。</p> <p>以上で第3編、第4編の説明を終わらせていただきます。</p> <p>第3編、第4編の説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>第3編、第4編のご意見に限らず全体を通してのご意見、ご質問でも結構でございます。</p> <p>( ----- 質 疑 な し ----- )</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p><b>3. 議題(2)その他について</b></p> <p>他にご意見もないようですので、「議題2のその他について」議題といたします。事務局より何かありますか。説明をお願いします。</p>
<p>(事務局：並木)</p>	<p>事務局より、事前に頂戴致しましたご意見についてご紹介するとともに、それに対する市の考え方をご説明させていただきます。</p> <p>「資料2」をご覧ください。</p> <p>( ----- 資 料 2 読 み 上 げ ----- )</p>
<p>(事務局：並木)</p>	<p>事務局より今後の予定につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきました富里市国民保護計画(素案)につきましては、本日いただきましたご意見等を踏まえまして必要な修正を行い計画案とし、12月にパブリックコメントを行い市民のみなさまからご意見をいただきたいと考えております。その後、意見集約を行い、県との協議を経て、来年1月下旬～2月初旬に第3回協議会を開催し、ご審議いただき答申をいただきたいと考えております。</p> <p>なお、今回の計画素案の修正につきましては、会長に一任していただきたいと考えておりますが、修正した計画案につきましては、事務局から皆様に送付させていただきますので、ご確認ください。</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>ただいま事務局より、「修正については、会長に一任していただきたい。」という事務局からの説明がありましたが、ご意見ございますか。</p> <p>( ----- 異 議 な し ----- )</p>
<p>(議長：市長)</p>	<p>ありがとうございます。ご意義がないようでございますので、本件につきましては、そのようにさせていただきます。事務局から他に何かありますか。</p>

	<p>本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますが、関係機関のみなさまが一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般について何でも結構でございます。もしこの際、ご意見、ご提案等ございましたら、どうぞご発言をお願いします。</p> <p>( ----- 意 見 な し ----- )</p>
(議長：市長)	<p>ご意見もないようでございますので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様には大変ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。</p>
(事務局：司会)	<p><b>閉 会</b></p> <p>本日は、素案の審議ということで事前に資料は送付させていただきましたが、短時間でのお目通しは難しいこととと思われますので、後ほどお気づきの点等ございましたら、事務局にご連絡いただきたいと思います。これをもちまして、第2回富里市国民保護協議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>